

第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2期なかつ子ども・子育て支援事業計画においては、「その笑顔が未来(なかつ)を創る!～みんなであつなごう、笑顔のループ～」を基本理念とし、こどもを含む若者が将来(就労・結婚・出産など)に希望を描きその希望が叶えられるよう、また、こどもたちに「生まれ育った中津で子育てしたい!子育てするなら中津で!」と思ってもらえるよう、「みんなが子育てしたくなるまち」を目指してきました。

本計画では、こども基本法に規定される「市町村こども計画」として策定するにあたり、こどもの権利条約の父と言われるヤヌシュ・コルチャック氏が残した言葉「こどもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である。」(1989年「19世紀隣人愛の思想の発展」)を踏まえ、これまでの中津市における取組に、「こども・若者^{※1}」を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重する視点を新たに加えるものとします。このことにより、こども・若者本人への支援及び子育て当事者への支援を車の両輪として推し進め、こども・若者の心身の状況や置かれている環境にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング^{※2})で生活を送ることができるよう、常にこどもの最善の利益を追求するまち「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

また、中津市ではこれまで、周産期に係る高度な医療行為を行うことができる中津市民病院の整備等による小児医療体制の充実、官民が一体となった「こどもの命を守る」相談体制の確立、大型遊具を備えた公園の整備及び保育施設の待機児童対策等、中津市内だけで完結する子育て環境整備に取り組んできました。特に、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化と事業の拡充を組織的に整えるため、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を令和6年4月に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する、これまで以上に切れ目や漏れのない相談支援体制を構築しています。加えて、第五次中津市総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」においては、将来都市像として【暮らし満足No.1のまち「中津」】が掲げられており、こどもも大人も共に暮らしやすいまちづくりを目指していることから、本計画における基本理念を次のとおりとします。

こどもまんなか住み良いなかつ
～すべてのこどもが健やかで輝きに満ち、未来を彩るまち～

※1 こども基本法における「こども」の定義を踏まえ、「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)と分けて示すこととする。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ること明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

※2 身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

<参考>

◆我が国におけるこども施策に係る基本理念について

令和5年4月1日に施行されたこども基本法では、国において実施されるこども施策の基本理念が次のとおり示されました。

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標に基づき、各種施策を展開していきます。

(1) こども・若者の社会参画・意見反映

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、生まれながらにして権利の主体、かつ大人と同じく権利が尊重されるべき存在であるとの認識のもと、社会参画や意見反映の機会を設け、こども・若者の意見等を中津市の施策に反映させることにより、こどもの最善の利益を追求する「こどもまんなか社会」のまちを目指します。

(2) ライフステージを通じた重要な支援施策

「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、こども・若者への支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、ライフステージを通じた縦断的な施策により、切れ目のない子育てを支えるまちを目指します。

(3) ライフステージ別の重要な支援施策

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長していくとの認識のもと、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとってどのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえ、社会全体で切れ目なく支えるまちを目指します。

(4) 子育て当事者への支援に関する重要な支援施策

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなっているとの認識のもと、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちを目指します。

3 施策体系

(1) こども・若者の社会参画・意見反映
①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有及び意見反映
(2) ライフステージを通じた重要な支援施策
②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
④障がい児支援・医療的ケア児等への支援
⑤児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
⑥こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(3) ライフステージ別の重要な支援施策
⑦こどもの誕生前から幼児期まで
⑧学童期・思春期
⑨青年期
(4) 子育て当事者への支援に関する重要な支援施策
⑩子育てや教育に関する経済的負担の軽減
⑪地域子育て支援、家庭教育支援
⑫共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
⑬ひとり親家庭への支援